

指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

一般社団法人周行会 内科佐藤病院訪問リハビリテーション事業所運営規程

第1条 一般財団法人周行会が開設する内科佐藤病院（以下「当事業所」という。）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たり、従事者は要介護者等が在宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、要介護者等の生活機能の維持または向上をめざすものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーション等の実施に当たり、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、その目標に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。また、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ： 内科佐藤病院
- （2）所在地 ： 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目3番17号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）従業者
- | | |
|-------|-------------------|
| 医師 | 1名以上（常勤兼務、管理者と兼務） |
| 理学療法士 | 1名以上（常勤兼務） |
| 作業療法士 | 1名以上（常勤兼務） |
| 言語聴覚士 | 1名以上（常勤兼務） |
- 従業者は、適正な指定訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日及び8月15日から8月16日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越える場合片道につき 220 円（税込）

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明を行い、同意を得たものに限り徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、仙台市全域とする。

(身体の拘束等)

第9条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または家族等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 従業者は、利用者に対して指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

(1) 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(相談・苦情処理)

第12条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(緊急時における対応方法)

第13条 指定訪問リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第14条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理)

第15条 当事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第16条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後にお

いて、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者およびその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 指定訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場においてのハラスメントや、利用者又はその家族からのハラスメントにより、就業環境が害される事や、サービスの質の低下、信頼関係の悪化を防止するため措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般財団法人周行会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。